

★ ボートパーク広島設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則（規則第七十九号）
（港湾管理室）

ボートパーク広島設置及び管理に関する条例（平成十七年広島県条例第五十三号）の施行期日を平成十九年十月一日とすることとした。